

事業所名	従業員規模	所在地	支援テーマ	支援回数
農事組合法人 M 生産組合	役員5人 臨時雇用延べ200人	青森県平川市	作業受託からの利用権による営農への転換	専門家派遣回数 3回

相談内容・現状課題

■相談内容

当組合は、水稻72ha(うち11haが組合員外)の作業受託、もち米販売、苗販売等を行う構成員154名の集落営農組織であり、今後増加が見込まれる地域農家からの水田の耕作依頼に対応できるように法人化して利用権に基づく営農に体制を強化したい。



組合が保有する自脱型コンバイン

■現状課題等

- ① 周辺農家から水稻の耕作依頼が増加。
- ② 構成員や員外関係者との調整、合意形成が必要。
- ③ 地域内の農地を地域の担い手が耕作する仕組みの確立が急務。
- ④ 農地所有や受託農地の拡大に伴う収益を高める経営の実践。
- ⑤ 法人設立時の税金対策。

相談所の支援体制・伴走支援チームからの改善提案(問題解決方法)

■支援内容

- 1 支援チームの編成
普及指導員、税理士(行政書士・社会保険労務士・中小企業診断士資格も有する)、市担い手育成支援協議会(市役所農林課) 計3名
- 2 支援内容
 - (1) 法人設立支援(税理士中心)
 - ・出資方法や税負担の軽減対策を助言。
 - ・法人化までのタイムスケジュール作成。
 - ・定款作成、役員報酬について助言。
 - (2) 合意形成支援(市担い手協・普及指導員中心)
 - ・法人化の意義や影響を整理し、合意形成を支援。(役員等に対する説明を4回実施)
 - ・特に、オペレーターの育成で継続的な作業受託が可能となる、受託収益の税制上の取扱いが任意組合より法人の方が有利になる、といった点が合意形成のポイントとなった。
 - (3) 経営計画作成支援(チーム全体)
 - ・農林水産省がホームページに掲載している定款例や実例を基に集落組織から法人になる場合の定款ひな形を提示。
 - ・助成制度の周知、事務手続きを助言。
 - ・役員報酬の支払い方法や雇用に係る社会保険制度について助言。
 - ・利用権設定については農業委員会と情報を共有。

支援の成果・その後の状況

■支援の成果・その後の状況

- 令和元年9月11日に従事分量配当制の農事組合法人を設立。
- ① 法人化によって、地域で耕作できなくなった農地の受け皿となれる体制が整った。
 - ② 法人化のメリット、デメリットを整理することで、地域の合意形成が図られた。特に、農地所有適格法人として利用権設定を進めることを地域で確認できたことが最大の成果であり、実質化した人・農地プランの将来方針に位置付けることとなった。
 - ③ 役員報酬や社会保険制度への助言を受けたことで、スムーズに諸規定を整備できた。
 - ④ 農業機械は集落営農組織のものを利用する2階建て方式を選択し、税負担の軽減効果を見込んでいる。

■コーディネーター所感

支援チームは農業税制に精通した税理士を中心に編成して伴走支援を行うこととし、水田関係や地域事情に精通した市担い手育成協議会・普及指導員がチームを補完する体制を構築した。
スケジュールを意識した取組によりスムーズに法人設立に至ることができた。今後も安定した経営の実現のため、必要に応じて継続的にサポートしていく。